

公益社団法人神奈川県理学療法士会  
士会主催研修会・講習会・ワークショップ等運営規定

(開催の告知)

第1条 研修会・講習会・ワークショップ等の開催は、原則3ヶ月前までに新包括的会員管理システム(以下、会員管理システム)にて登録したセミナー情報を抜粋し、ホームページ、士会ニュース、SNS(LINE等)で公開する。

(参加者の対象)

第2条 本規程が対象とする研修会・講習会。ワークショップ等の受講は、下記2つの履修目的を対象とする。

参加者は自身の生涯学習履歴に応じて、どの履修を目的に研修会を受講するか選択できる。

- (1) 登録理学療法士更新ポイント
- (2) 認定・専門理学療法士更新点数(※認定・専門理学療法士取得者のみ選択可)

(セミナー情報の登録)

第3条 主催者は必ず事前にセミナー情報の登録を会員管理システムより行う。マイページ以外の情報で申込受付を行う場合もこの作業は必要である。

- 2 受講者が取得できるポイント(点数)が講義時間によって決定するため、休憩時間を除く研修時間を正確に入力する。
- 3 第2条(1)(2)に示す選択肢をセミナー情報に明示する。

(開催要件)

第4条 開催要件については以下の要件すべてを満たすこと。

- (1) 都道府県理学療法士会もしくはブロック協議会(関東甲信越)の主催であること。「主催」以外の「共催」「後援」「協賛」「協力」などは対象外とする。
  - (2) 講師が1名以上いること。理学療法士の場合、登録理学療法士取得者であること。なお、シンポジウムはシンポジスト、パネルディスカッションはパネリストが複数名おり、理学療法士の場合、登録理学療法士取得者であること。
  - (3) 講義時間は30分以上、上限は規定しない。講義時間とは休憩を含まない実質の研修時間を指す。
  - (4) 学術大会(学術集会)ではないこと。
  - (5) 参加者の入退室管理が行えること。
  - (6) 内容に最も即したカリキュラムコードを1つ選択し設定すること。
- 2 WEBシステム等を利用したオンライン開催も主催者の判断により可能であるが、

上記開催条件を満たさなければならない。

3 オンライン形式開催条件は以下2点の要件を満たさなければならない。

- (1) 参加者の入退室管理ができること。
- (2) 双方向による質疑応答が可能であること。但し開催当日に限らない。

5 開催要件に関する注意事項

- (1) 前期研修または後期研修として開催する研修会は本要件に該当しない。
- (2) 前期研修や後期研修を履修中の会員、非会員（休会中を含む）は、履修（ポイント付与）は認められないが、参加を可能とするか否かは主催者が決定できる。

（受講料の決定）

第5条 研修会・講習会の受講料は、次の額を目安とし、事業担当理事が決定する。

		会員	他都道府県士会員	会員外
①	研修会・講習会	2,000円/半日 1,000円/90分 1.5ポイント・点 1,000円程度	5,000円/半日 3,000円/90分 1.5ポイント・点 3,000円程度	7,000円/半日 12,000円/日 以降半日につき 5,000円増額
②	会員向け無料 研修会・講習会	無料	参加不可（原則）	参加不可（原則）
③	ワークショップ等	主催者決定	主催者決定	主催者決定

※上記に該当しない場合は理事会にて決定する。

※委託業者へ運営を依頼する場合は、受益者負担として上記受講料に1,000円上乗せする。

（参加者の申込受付）

第6条 マイページを介した事前申込受付、マイページを介さない申込受付がある。

- (1) マイページを介した事前申込受付は、申込者情報を会員管理システムから確認が可能である。
- (2) マイページを介さない申込受付は、会員管理システム以外での管理が必要になる。（新包括的会員管理システムマニュアル参照）

（研修会等の開催準備）

第7条 開催準備方法に規定は設けず、主催者の運営方針に従い準備を進めること。

- 2 マイページを介した申込受付の場合、士会管理サイトから参加者受付用のQRコードが取得できる。一方、スマートホン等未所持者を想定した紙名簿での受付も考慮に入れる。

(履修登録)

第8条 本要件によるポイント取得対象者は、「登録理学療法士（認定・専門理学療法士含む）」のみである。

- 2 履修登録は主催者が行い、開催後、速やかに会員管理システムより履修登録を行う。
- 3 万が一、誤った登録を行った場合、受講者本人へ速やかに連絡を行う。
- 4 履修登録の誤りに関する修正方法等については、その都度、協会へ対応方法を確認する。

(受講の制限)

第9条 特段の理由なく故意にキャンセルした、またはキャンセルを2回以上繰り返すことにより他の受講者の受講を妨げていると判断された場合は、理事会にて検討の後、以後の研修会・講習会の受講を制限することがある。

- 2 対面・オンラインを問わず、受講中に他の受講者に対し著しい聴講の妨げを行ったと認められた場合において、以後の研修会・講習会の受講を制限することがある。

(中止の決定)

第10条 研修会・講習会の中止は、事業担当理事が決定する。

- 2 同日に複数の研修会・講習会がある場合、研修会・講習会毎に各事業担当理事が決定する。

(中止の判断基準)

第11条 対面研修の場合、中止の判断基準は以下のとおりとする。

(1) 天災その他の理由のため、会場付近の公共交通機関等の状況により、開始時間までに会場までの移動が困難な場合、及び移動困難が予測される場合。

(2) その他、事業担当理事が中止を必要と認めた場合。

2 天災事由による判断基準は、気象庁発表の気象情報・警報を参考にする。

(1) 各種注意報・警報発表時は、会場付近の状況により事業担当理事が判断する。

(2) 各種特別警報発表時は、事業担当理事は原則中止の判断をする。

3 オンライン研修であっても、事業担当理事により開催が適切ではないと判断された場合、事業を中止することができる。

(中止の判断時刻)

第12条 中止の判断時刻は、原則開始日の前日までとする。但し、やむを得ない事情がある場合は随時中止の判断を行うことができる。

(中止の周知方法)

第13条 中止の周知方法は、以下のとおりとする。

- (1) 事業担当理事は、中止について可能な範囲で受講者の個人メールや本会ホームページ、SNS等を活用して周知を図る。

(中止時の受講料)

第14条 研修会・講習会開始前に事業担当理事の判断による中止の場合、受講料は全額返金する。但し、受講料以外の交通費や宿泊費等は返金しない。返金は原則口座振込とする。振込手数料は本会が負担する。

- 2 研修会・講習会が一旦開催された場合、受講料は返金しない。途中で中止となった場合も同様に受講料は返金しない。

(中止時の講義資料)

第15条 研修会・講習会が中止された場合、原則講義資料は配布しない。但し、一旦配布された講義資料を返還する必要はない。

附則

1. この規定は、一部修正の上、令和5年11月1日から施行する